

公立大学法人京都市立芸術大学の規則等の制定改廃に関する規程

(令和7年12月18日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学(以下「法人」という。)及び京都市立芸術大学(以下「大学」という。)における規則等の種類及び制定改廃等について、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 規則等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 規程
- (4) 細則
- (5) 内規
- (6) 要項
- (7) 要領
- (8) 基準
- (9) 申合せ

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「学則」は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について、学長が定めるものをいう。
- (2) 「規則」は、職員の就業等、法令等で定められた重要事項に基づき、理事長が定めるものをいう。
- (3) 「規程」は、事務執行上の手続き及び内容等のうち、法人又は大学による管理運営若しくは教育研究に関する重要事項について、理事長又は学長が定めるものをいう。
- (4) 「細則」は、学則、規則又は規程を実施するために必要な細目事項等について、理事長又は学長が定めるものをいう。
- (5) 「内規」は、学則、規則、規程又は細則を上位規定として、適用範囲を限定し、運用等の具体的事項について、理事長、学長又は部局長が定めるものをいう。
- (6) 「要項」は、事務的若しくは技術的な細目事項について定めるもの又は学則、規則、規程若しくは細則に定めのない事項について、理事長、学長又は部局長が定めるものをいう。

- (7) 「要領」は、事務の実施に当たり、その取扱方法、手続き及び手順について、理事長、学長又は部局長が定めるものをいう。
- (8) 「基準」は、特定の事項に対して判断・評価・審査等を行う場合の尺度や方法等を標準化するために設けるガイドライン等について、理事長、学長又は部局長が定めるものをいう。
- (9) 「申合せ」は、当該部局内における規則等の考え方、運用又は解釈について、理事長、学長又は部局長が定めるものをいう。
- (10) 「規則等」は、第2条第1号から第9号までの総称をいう。
- (11) 「要項等」は、規則等のうち、学則、規則、規程及び細則以外のものの総称をいう。
- (12) 「部局」は、美術学部、音楽学部、美術研究科、音楽研究科、伝統音楽研究センター、芸術資源研究センター、附属図書館、芸術資料館、ギャラリー@KCUA及び事務局をいう。
- (13) 「部局長」は、前号の部局の長及び学生部長並びに情報管理主事をいう。

(形式、名称等)

第4条 規則等の形式は、法令の形式に準ずるものとする。

- 2 規則等の名称には、主として法人の管理運営に関するものには「公立大学法人京都市立芸術大学」を、主として大学の教育研究に関するものには「京都市立芸術大学」を冠する。また、要項等のうち、部局において定めるものについては、大学名の次に当該部局名を付するものとする。

(調整及び協議)

第5条 規則等の制定及び改廃に当たっては、あらかじめ関係する部局と十分な調整及び協議を行い、事務局において原案を作成するものとする。

(制定等の手続)

第6条 規則(教育研究についての規則を除く。)は、経営審議会の審議に付し、理事会の議を経て理事長が定めるものとする。

- 2 教育研究についての規則は、教育研究審議会の審議に付し、理事会の議を経て学長が定めるものとする。
- 3 規程(教育研究についての規程を除く。)は、理事長が定めるものとする。なお、法人の運営に係る重要な規程は、経営審議会又は教育研究審議会の審議に付し、理事会の議を経て、理事長が定めるものとする。
- 4 教育研究についての規程は、学長が定めるものとする。なお、大学の教育研究に係る重要な規程は、教育研究審議会の審議に付し、理事会の議を経て学長が定めるものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、規則等の一部を改正する場合で次の各号のいずれか

に該当する場合、理事長又は学長は、経営審議会及び教育研究審議会の審議及び理事会の議を省略して定めることができる。

- (1) 法令等の改正により形式的な改正が必要となる場合
- (2) 組織の改正により名称等の改正が必要となる場合
- (3) 用字、用語及び送り仮名の改正が必要となる場合
- (4) その他軽微かつ形式的な改正の場合

6 要項等は、理事長、学長又は部局長が自らの職務の範囲内で必要に応じて定めるものとする。

7 理事長選考に関する規則等は、第1項から第6項までの規定にかかわらず、理事長選考会議の議を経て、理事長選考会議議長が定めるものとする。なお、副理事長選考に関しても同様とする。

(周知)

第7条 理事長又は学長は、学則、規則、規程及び細則を制定又は改廃した場合は、学外に公開するとともに、学内に周知するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、規則等の取扱いに関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月18日から施行する。